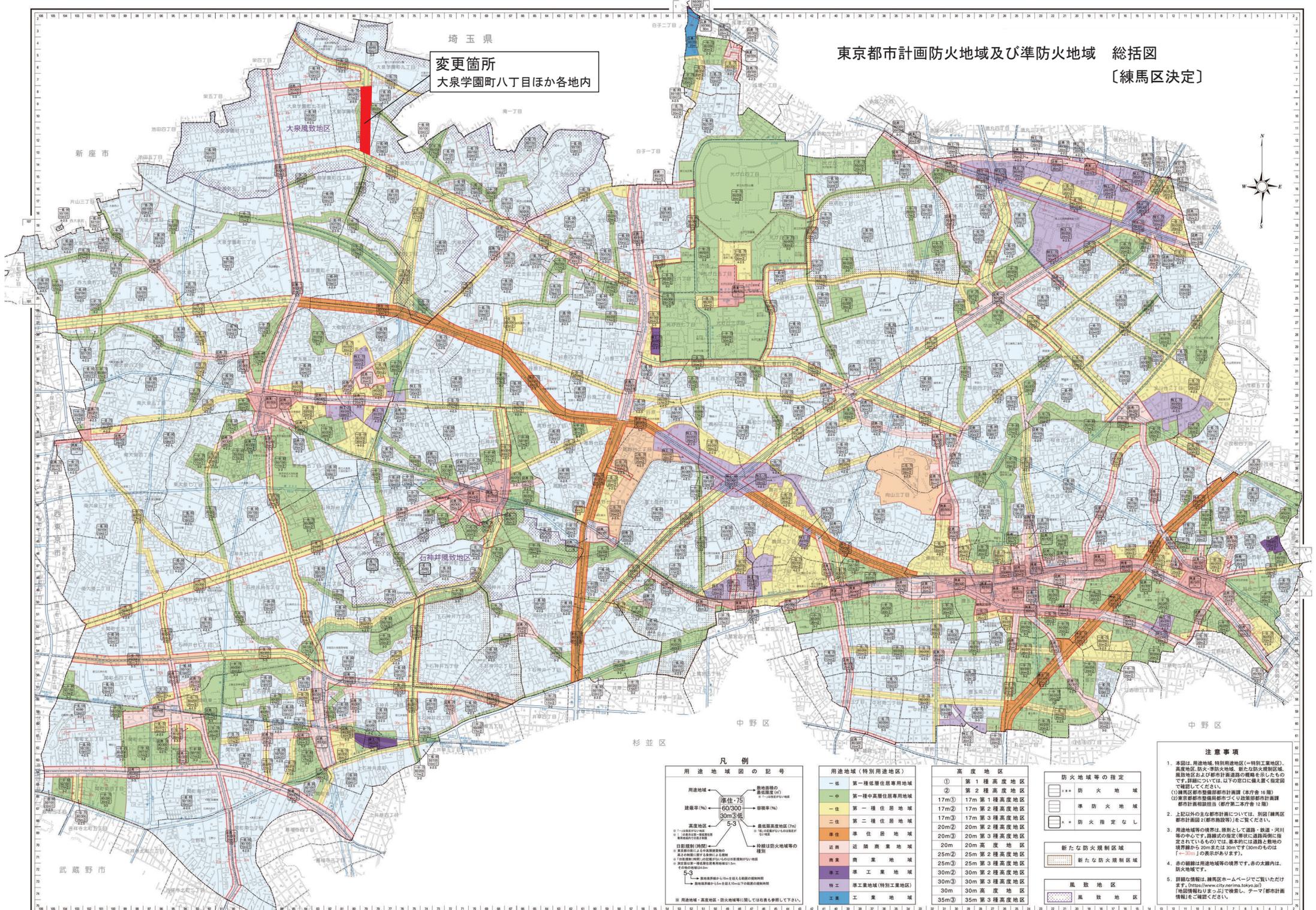


埼玉県
変更箇所
大泉学園町八丁目ほか各地内

東京都市計画防火地域及び準防火地域 総括図
〔練馬区決定〕

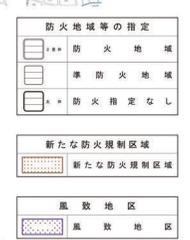


用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区



- 注意事項
1. 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画風致地区等を示したものです。詳細については、以下の表に記載する指定図を参照してください。
 2. 練馬区都市計画部都市計画課(本庁舎16階) 都市計画係(都市計画課2階)にてお問い合わせください。
 3. 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。道路等の指定(形状)は道路幅員に指定されているもので、原則として道路幅員の境界線から30mまたは30mです(30mのものは「30m」の表示があります)。
 4. 風の強さは用途地域等の境界です。赤の矢印内は、10分間平均風速が10m/s以上となる風速の表示です。
 5. 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。 (https://www.city.nerima.tokyo.jp/) 「施設情報」メニューで検索し、「テーマ(都市計画情報)」をご確認ください。